

令和8年度 給水装置工事施行要領 改正対照表 (主な内容)

改正章	2 給水装置の設計	改正部分	2・2・1 給水方式
改正内容	別表第11<給水装置工事の指定材料一覧表>追加		
改正後		改正前	
異種管継手	75×50	ダクタイトル鋳鉄管φ75と高密度ポリエチレン管φ50を接続する。 (株)川西水道機器 スッポンMD-V-K 大成機工(株) V-KING VCジョイント片落(VK-00VC)	異種管継手
	50×40	ダクタイトル鋳鉄管S50と高密度ポリエチレン管φ40を接続する。 (株)川西水道機器 スッポンMD-SKX(S50×40)	
	50×30	ダクタイトル鋳鉄管S50と高密度ポリエチレン管φ30を接続する。 (株)川西水道機器 スッポンMD-SKX+SKXソケット(S50×30)	

令和8年度 給水装置工事施行要領 改正対照表 (主な内容)

改正章	2 給水装置の設計	改正部分	2・4・5 給水管等の分岐
改正内容	分岐の条件について追加		
<b>改正後</b>		<b>改正前</b>	
<p>配水管等から給水管等を分岐する場合は、次によること。</p> <p>1 分岐の位置等</p> <p>(1) 分岐の位置は、他の給水管の分岐位置及び継手部の端面から 30 cm以上離す。</p> <p>(2) 配水管等の異形管及び継手からは、分岐しない。</p> <p>(3) 道路の交差点内では、分岐しない。</p> <p>(4) 同一敷地内への分岐取出しは、1箇所とする。</p> <p>(5) 分岐口径は、直結直圧式は配水管等の口径より一段落ち以下、受水槽式は二段落ち以下とする。</p> <p>.....</p> <p>4 取出し管の配管</p> <p>(1) 単独栓である取出し管の配管は、配水管等への取付口からメーターまでの標準配管図(別図第11)によること。</p> <p>(2) 既設の給水管に接続する場合は、既設給水管の途中で接続する場合の配管例(別図第12)を参照すること。</p> <p>(3) 道路内及び宅地内で高密度ポリエチレン管を布設する場合において、屈曲させるときは継手を使用し、生曲げによる配管とはしないことを原則とする。</p> <p>(4) 宅地内でポリエチレン管を生曲げによる配管とする場合は、ポリエチレン管の曲げ配管(別表第17)によること。</p>		<p>配水管等から給水管等を分岐する場合は、次によること。</p> <p>1 分岐の位置等</p> <p>(1) 分岐の位置は、他の給水管の分岐位置及び継手部の端面から 30 cm以上離す。</p> <p>(2) 配水管等の異形管及び継手からは、分岐しない。</p> <p>(3) 道路の交差点内では、分岐しない。</p> <p>(4) 同一敷地内への分岐取出しは、1箇所とする。</p> <p>(5) 分岐口径は、直結直圧式は配水管等の口径より一段落ち以下、受水槽式は二段落ち以下とする。</p> <p>.....</p> <p>4 取出し管の配管</p> <p>(3) 単独栓である取出し管の配管は、配水管等への取付口からメーターまでの標準配管図(別図第11)によること。</p> <p>(4) 既設の給水管に接続する場合は、既設給水管の途中で接続する場合の配管例(別図第12)を参照すること。</p> <p>(3) 道路内及び宅地内で高密度ポリエチレン管を布設する場合において、屈曲させるときは継手を使用し、生曲げによる配管とはしないことを原則とする。</p> <p>(5) 宅地内でポリエチレン管を生曲げによる配管とする場合は、ポリエチレン管の曲げ配管(別表第17)によること。</p>	

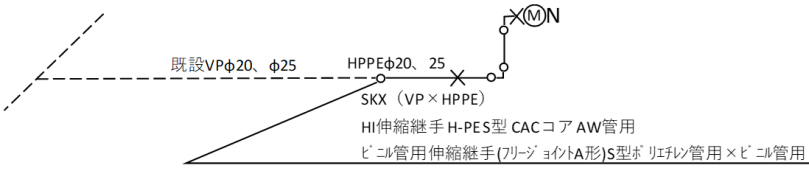
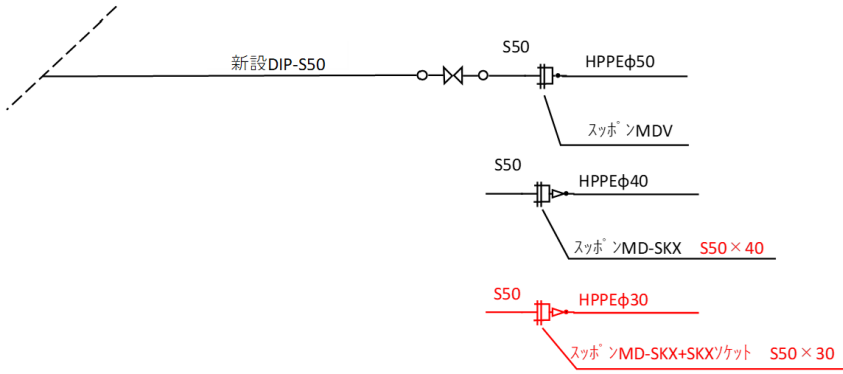
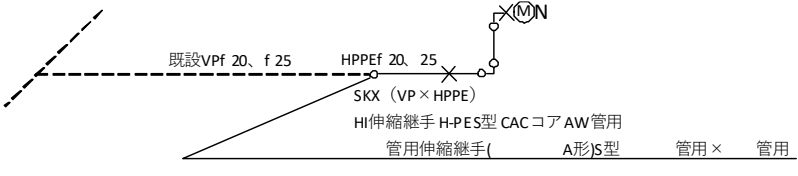
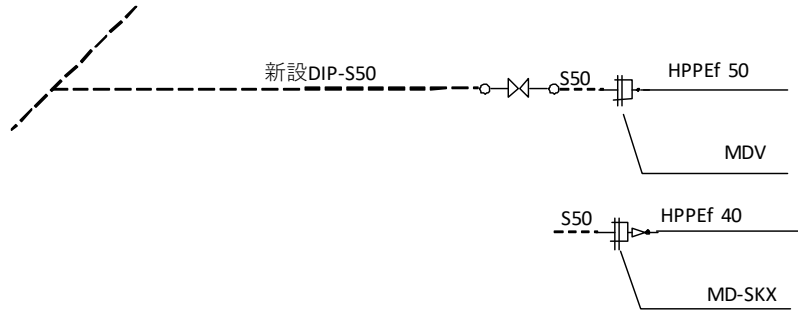
(5) 配水管等への取付口からメーターまでは、メーター二次側の給水管や、他のメーター先の給水管と交差させないこと。

〈解説〉

- 1 (3) 特にバルブで囲まれた範囲からは分岐しないこと。
- (4) (ア)ただし、建築確認上の敷地として分割されている場合は除く。  
※敷地とは建築物があるときは建築確認上の敷地をいう。  
(イ)複数の敷地を一つの敷地として建築することなどにより不要になる専用栓や予定栓が発生する場合は、撤去すること。
- 4 (5) 配管が交差している場合、メーターの前後のいずれかで漏水が発生しているか判別がつかなくなるため。  
「別図 17〈メーターボックスの仕様等〉 2メーターの取付（流水方向について）」を参照

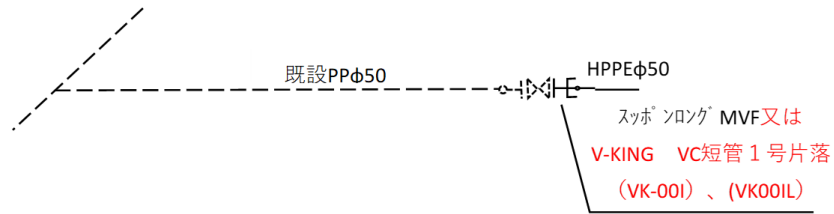
(5) 配水管等への取付口からメーターまでは、メーター二次側の給水管や、他のメーター先の給水管と交差させないこと。

令和8年度 給水装置工事施行要領 改正対照表 (主な内容)

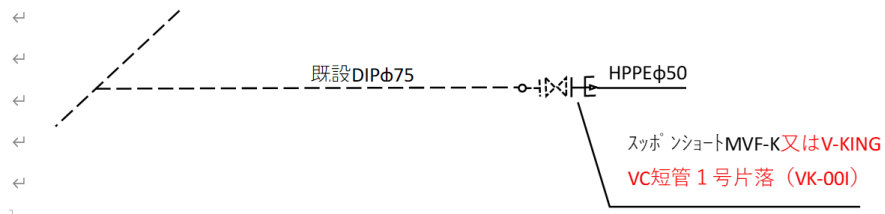
改正章	2 給水装置の設計	改正部分	2・4・5 給水管等の分岐
改正内容	別図第12 <既設給水管の途中で接続する場合の配管例>追加		
改正後		改正前	
<p>別図第12 &lt;既設給水管の途中で接続する場合の配管例&gt;</p> <p>1 VPにHPPEを接続する場合</p>  <p>2 DIP-S50にHPPEを接続する場合</p> 		<p>別図第12 &lt;既設給水管の途中で接続する場合の配管例&gt;</p> <p>1 VPにHPPEを接続する場合</p>  <p>2 DIP-S50にHPPEを接続する場合</p> 	

3 既設の仕切弁に HPPE を接続する場合

(1) 既設管が PP φ50mm の場合



(2) 既設管が DIP φ75mm の場合

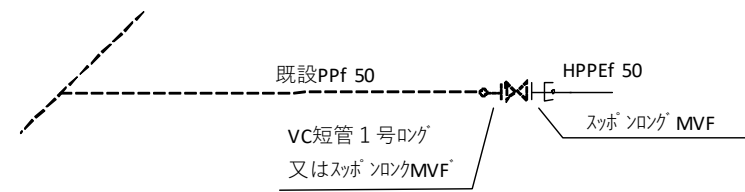


4 DIP φ75mm に HPPE φ50mm を接続する場合

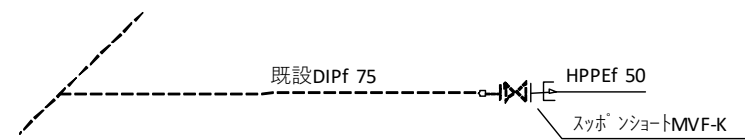


3 既設の仕切弁に HPPE を接続する場合

(1) 既設管が PP φ50mm の場合



(2) 既設管が DIP φ75mm の場合

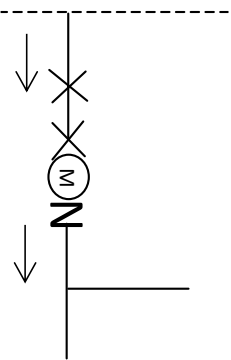


令和8年度 給水装置工事施行要領 改正対照表 (主な内容)

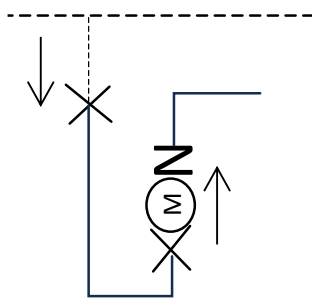
改正章	2 給水装置の設計	改正部分	2・4・9 メーターの設置																																										
改正内容	メーターの取付け方向についての図の追加																																												
改正後		改正前																																											
<p>〈解説〉</p> <p>7 メーターの設置に当たっては、メーターの逆取付等を防止するため、メーターの向きが取り出し方向と逆向きとならないように設置すること。(メーターの取付(別図第18)を参照のこと。)</p> <p>.....</p> <p>別図第17 &lt;メーターボックスの仕様&gt;</p> <p>1 メーターボックスの内寸</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーター口径 (mm)</th> <th>メーターボックスの種類</th> <th>ボックスの内寸法 (L) (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13~20</td> <td>F R P 又は同等の性能を有する合成樹脂製 二重構造防寒型 (25 mm用)</td> <td>490 以上</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>F R P 又は同等の性能を有する合成樹脂製 二重構造防寒型 (30 mm用)</td> <td>560 以上</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>鉄筋コンクリート構造</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>鉄筋コンクリート構造</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>50~100</td> <td>鉄筋コンクリート構造</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>鉄筋コンクリート構造</td> <td>1,400</td> </tr> </tbody> </table>		メーター口径 (mm)	メーターボックスの種類	ボックスの内寸法 (L) (mm)	13~20	F R P 又は同等の性能を有する合成樹脂製 二重構造防寒型 (25 mm用)	490 以上	25	F R P 又は同等の性能を有する合成樹脂製 二重構造防寒型 (30 mm用)	560 以上	30	鉄筋コンクリート構造	750	40	鉄筋コンクリート構造	750	50~100	鉄筋コンクリート構造	1,100	150	鉄筋コンクリート構造	1,400	<p>〈解説〉</p> <p>7 メーターの設置に当たっては、メーターの逆取付等を防止するため、メーターの向きが取り出し方向と逆向きとならないように設置すること。(メーターの取付(別図第18)を参照のこと。)</p> <p>.....</p> <p>別図第17 &lt;メーターボックスの仕様&gt;</p> <p>1 メーターボックスの内寸</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーター口径 (mm)</th> <th>メーターボックスの種類</th> <th>ボックスの内寸法 (L) (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13~20</td> <td>F R P 又は同等の性能を有する合成樹脂製 二重構造防寒型 (25 mm用)</td> <td>490 以上</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>F R P 又は同等の性能を有する合成樹脂製 二重構造防寒型 (30 mm用)</td> <td>560 以上</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>鉄筋コンクリート構造</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>鉄筋コンクリート構造</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>50~100</td> <td>鉄筋コンクリート構造</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>鉄筋コンクリート構造</td> <td>1,400</td> </tr> </tbody> </table>		メーター口径 (mm)	メーターボックスの種類	ボックスの内寸法 (L) (mm)	13~20	F R P 又は同等の性能を有する合成樹脂製 二重構造防寒型 (25 mm用)	490 以上	25	F R P 又は同等の性能を有する合成樹脂製 二重構造防寒型 (30 mm用)	560 以上	30	鉄筋コンクリート構造	750	40	鉄筋コンクリート構造	750	50~100	鉄筋コンクリート構造	1,100	150	鉄筋コンクリート構造	1,400
メーター口径 (mm)	メーターボックスの種類	ボックスの内寸法 (L) (mm)																																											
13~20	F R P 又は同等の性能を有する合成樹脂製 二重構造防寒型 (25 mm用)	490 以上																																											
25	F R P 又は同等の性能を有する合成樹脂製 二重構造防寒型 (30 mm用)	560 以上																																											
30	鉄筋コンクリート構造	750																																											
40	鉄筋コンクリート構造	750																																											
50~100	鉄筋コンクリート構造	1,100																																											
150	鉄筋コンクリート構造	1,400																																											
メーター口径 (mm)	メーターボックスの種類	ボックスの内寸法 (L) (mm)																																											
13~20	F R P 又は同等の性能を有する合成樹脂製 二重構造防寒型 (25 mm用)	490 以上																																											
25	F R P 又は同等の性能を有する合成樹脂製 二重構造防寒型 (30 mm用)	560 以上																																											
30	鉄筋コンクリート構造	750																																											
40	鉄筋コンクリート構造	750																																											
50~100	鉄筋コンクリート構造	1,100																																											
150	鉄筋コンクリート構造	1,400																																											

2 メーターの取付（流水方向について）

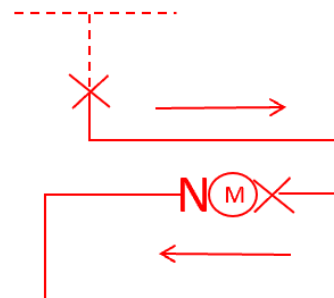
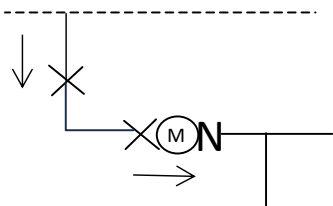
○ 適切



× 不適切



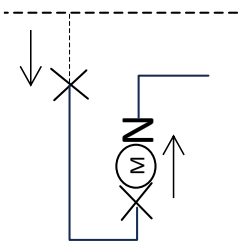
流水方向と逆向きにならないこと。メーター交換の逆取付防止のため。



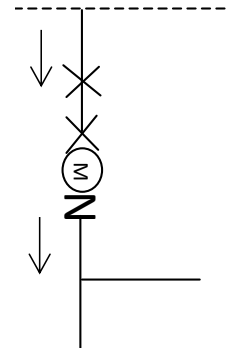
取だし管から見て配管方向と逆方向にならないこと。メーター交換の逆取付防止のため。

2 メーターの取付（流水方向について）

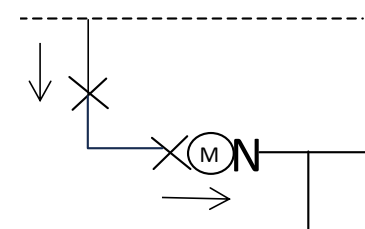
×



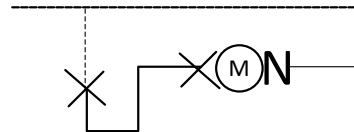
○



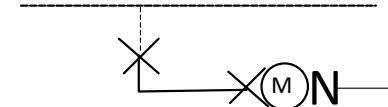
○

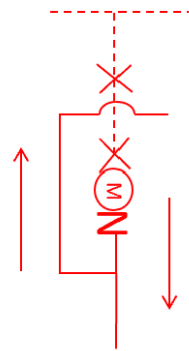
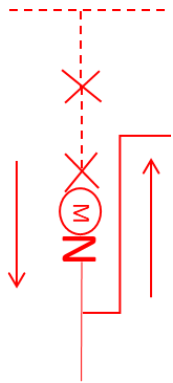


×



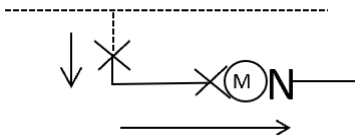
○



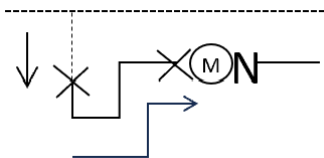


メーター手前で交差しないこと。  
維持管理しやすい配管とするため。  
(漏水した場合、メーター前後を特定できない)

○ 適切

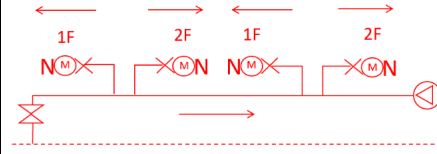
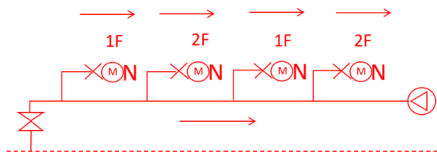


× 不適切

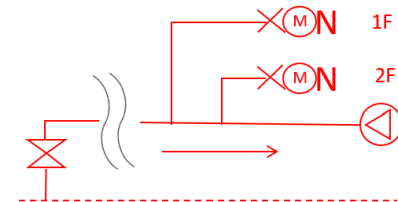
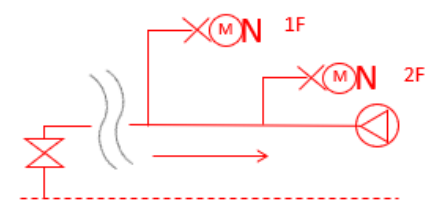


流水方向から逆方向に戻らないこと。断水して止水栓を設置しなおすこと。

(集合住宅等)

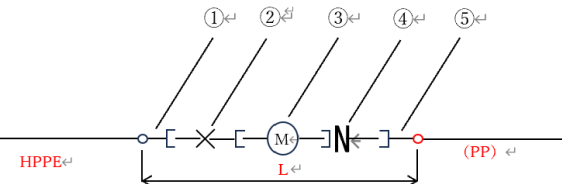
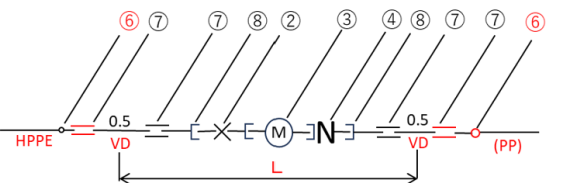
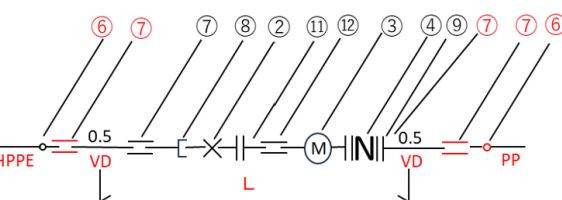
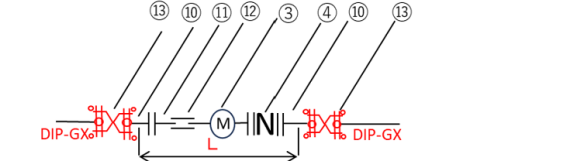
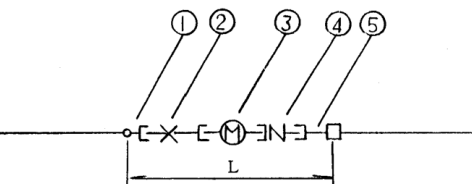
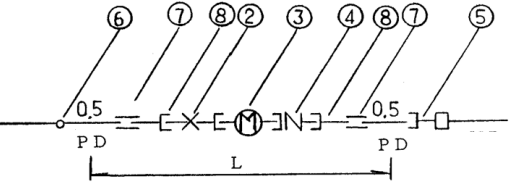
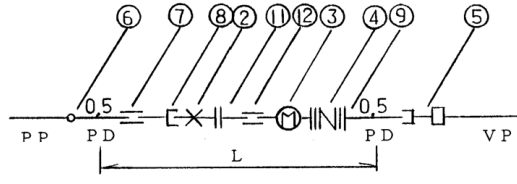
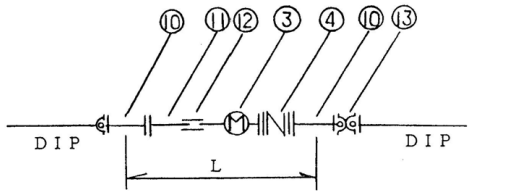


メーターの向きをそろえること。  
メーターは、奥から、上階、下階  
の順に設置すること。



メーターを平行に並べない  
で、ずらして上階、下階の順  
とすること。

令和8年度 給水装置工事施行要領 改正対照表 (主な内容)

改正章	2 給水装置の設計	改正部分	2・4・9 メーターの設置
改正内容		別表第11<給水装置工事の指定材料一覧表>追加	
改正後		改正前	
<p>別図第18 &lt;メーター前後の標準配管図&gt; ←</p> <p>1 口径が13~25mmの場合 ←</p>  <p>2 口径が30~40mmの場合 ←</p>  <p>3 口径が50mmの場合 ←</p>  <p>4 口径が75~150mmの場合 ←</p> 		<p>別図第18 &lt;メーター前後の標準配管図&gt; ←</p> <p>1 口径が13~25mmの場合 ←</p>  <p>2 口径が30~40mmの場合 ←</p>  <p>3 口径が50mmの場合 ←</p>  <p>4 口径が75~150mmの場合 ←</p> 	

材 料 表

☞

No.	名 称	対応口径 (mm)	摘 要
①	ポリメーター回転継手(高密度用)	13~25	
②	メーター用直結止水栓	13~50	50mmは、片フランジ(上水)
③	水道メーター	13~150	
④	ばね式単式逆止弁	13~50	20~40mmはユニオンナット平行おねじ 50mmは、両フランジ
	汎用形スイング式逆止弁	75~150	
⑤	ポリメーター回転継手	13~50	
⑥	ポリ鋼管用継手	30~50	
⑦	異種管継手(ソケット)	30~50	
⑧	ユニオンソケット(袋ナット付)	30~50	
⑨	合フランジ	50	
⑩	DIPK形短管2号(RF)	75~150	
⑪	メーター用補足管	50~150	
⑫	ピクトリックジョイント	50~150	
⑬	DIPGX形両受短管	75~150	

材 料 表

☞

No.	名 称	対応口径 (mm)	摘 要
①	メーター用継手	13~25	PPの場合は、回転継手
②	メーター用直結止水栓	13~50	50mmは、片フランジ(上水)
③	水道メーター	13~150	
④	ばね式単式逆止弁	13~50	20~40mmはユニオンナット平行おねじ 50mmは、両フランジ
	汎用形スイング式逆止弁	75~150	
⑤	伸縮継手(TSソケット共)	13~50	13~25mmは、メーター用
⑥	めねじ付ソケット	30~50	30~50mmは、鋼管用めねじ
⑦	ソケット(異種金属用)	30~50	
⑧	ユニオンソケット(袋ナット付)	30~50	
⑨	合フランジ	50	
⑩	DIP短管2号	75~150	
⑪	メーター用補足管	50~150	75~150mmは、伸縮
⑫	ピクトリックジョイント	50~150	
⑬	DIP継輪	75~150	

令和8年度 給水装置工事施行要領 改正対照表（主な内容）

改正章	2 給水装置の設計	改正部分	2・4・14 排水弁の設置
改正内容	排水弁の設置基準について修正		
改正後		改正前	
<p>1 排水弁は、次の場合に設置すること。</p> <p>(1) 口径が 30 mm以上の給水管で、基幹となる給水管の分岐箇所から末端までの管内水量が概ね 40L を超える場合又はφ20 mm以上のメーターが4個以上ある集合住宅等の場合。</p> <p>(2) その他管理者が必要と認めた場合</p> <p>2 排水弁は、給水管の末端部に設置するものとし、末端口径別の排水弁選定表（別表第 16）によること。</p> <p>3 排水弁の使用材料は、給水装置工事の指定材料一覧表（別表第 11）によること。</p> <p>4 弁室は、排水弁室構造図（別図第 24）によること。</p> <p>5 排水弁及び排水弁に至る給水管の土被りは、0.9m以上とすること。</p> <p>6 排水弁室は、舗装仕上がり面より高くしないこと。段差を 5 mm以内とすること。</p>		<p>1 排水弁は、次の場合に設置すること。</p> <p>(1) 口径が 30 mm以上の給水管で、基幹となる給水管の分岐箇所から末端までの管内水量が概ね 40 リットルを超える場合。</p> <p>(2) その他管理者が必要と認めた場合</p> <p>2 排水弁は、給水管の末端部に設置するものとし、末端口径別の排水弁選定表（別表第 16）によること。</p> <p>3 排水弁の使用材料は、給水装置工事の指定材料一覧表（別表第 11）によること。</p> <p>4 弁室は、排水弁室構造図（別図第 24）によること。</p> <p>5 排水弁及び排水弁に至る給水管の土被りは、0.9m以上とすること。</p> <p>6 排水弁室は、舗装仕上がり面より高くしないこと。段差を 5 mm以内とすること。</p>	

〈解説〉

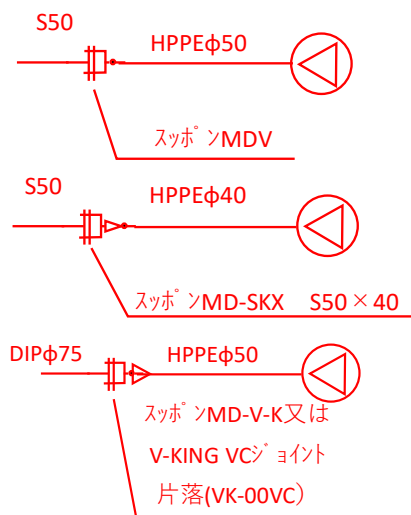
- 1 排水弁の設置場所は、できるだけ車両の出入口や駐車スペースを避け放流先（側溝までの距離等）を考慮すること。

別表第 16 <末端口径別の排水弁選定表>

給水管の末端口径 (mm)	不凍式排水弁 (mm)
φ 40 以下	φ 40
φ 50	φ 50
φ 75 以上	φ 50 又は地下式消火栓

- 1 (2) 40L未満であってもメーター数が4個以上の場合は、排水弁を設置すること。

※接続方法



〈解説〉

- 1 排水弁の設置場所は、できるだけ車両の出入口や駐車スペースを避け放流先（側溝までの距離等）を考慮すること。

別表第 16 <末端口径別の排水弁選定表>

給水管の末端口径 (mm)	不凍式排水弁 (mm)
φ 40 以下	φ 40
φ 50	φ 50
φ 75 以上	φ 50 又は地下式消火栓

令和8年度 給水装置工事施行要領 改正対照表（主な内容）

改正章	3 施行	改正部分	3・1・3 現場管理
改正内容	受動喫煙の防止について追加		
改正後		改正前	
<p>1 工事事業者は、給水装置工事の施行にあたっては道路交通法（昭和35年法律第105号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、関係法令等を遵守し、交通及び工事の安全に十分留意すること。</p> <p>2 道路等管理者、警察署等から付される施工許可条件を精読し、内容を把握した者を現場に常駐させること。</p> <p>3 工事に伴う騒音、振動等をできるだけ防止し、<b>また、受動喫煙についても対策を講じ</b>、生活環境の保全に努めること。</p> <p>4 資材は適切に管理し、劣化防止に留意すること。</p>		<p>1 工事事業者は、給水装置工事の施行にあたっては道路交通法（昭和35年法律第105号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、関係法令等を遵守し、交通及び工事の安全に十分留意すること。</p> <p>2 道路等管理者、警察署等から付される施工許可条件を精読し、内容を把握した者を現場に常駐させること。</p> <p>3 工事に伴う騒音、振動等をできるだけ防止し、生活環境の保全に努めること。</p> <p>4 資材は適切に管理し、劣化防止に留意すること。</p>	
<p>〈解説〉</p> <p>工事事業者は、次により現場管理を行うこと。</p> <p>1 保安施設の設置と安全管理</p> <p>(1) 工事場所の安全等を確保するために保安施設を設置し、必要に応じて交通整理員等の保安要員を配置すること。</p> <p>(2) 工事標示板を設置し、工事完了後は速やかに撤去すること。</p> <p>(3) 本復旧工事完了まで、常に工事場所を巡回し、地盤沈下又はその他の不良箇所が生じた場合は直ちに修復すること。</p> <p>(4) 道路又は水路内の給水装置工事について、当該管理者から指示を受けた場合はそれに従うこと。</p> <p>(5) 作業員等の安全について、十分留意すること。</p> <p>2 許可条件に不明な点がある場合は、作業前に確認すること。</p> <p>3 不測の事故等への対応</p> <p>(1) あらかじめ管理者並びに道路管理者、所轄警察署、消防署及び埋設物</p>		<p>〈解説〉</p> <p>工事事業者は、次により現場管理を行うこと。</p> <p>1 保安施設の設置と安全管理</p> <p>(1) 工事場所の安全等を確保するために保安施設を設置し、必要に応じて交通整理員等の保安要員を配置すること。</p> <p>(2) 工事標示板を設置し、工事完了後は速やかに撤去すること。</p> <p>(3) 本復旧工事完了まで、常に工事場所を巡回し、地盤沈下又はその他の不良箇所が生じた場合は直ちに修復すること。</p> <p>(4) 道路又は水路内の給水装置工事について、当該管理者から指示を受けた場合はそれに従うこと。</p> <p>(5) 作業員等の安全について、十分留意すること。</p> <p>2 許可条件に不明な点がある場合は、作業前に確認すること。</p> <p>3 不測の事故等への対応</p> <p>(1) あらかじめ管理者並びに道路管理者、所轄警察署、消防署及び埋設物</p>	

の管理者等（以下「関係機関」という。）の緊急連絡先を確認しておき、不測の事故等へ迅速に対応できるようにしておくこと。

(2) 工事中、不測の事故等が発生した場合は、管理者及び関係機関に連絡し、その指示に従うこと。

(3) 工事中、不測の事故等が発生した場合は、第三者及び作業員等の人命の安全確保を最優先すること。

(4) 工事着手前の工事申込者との打ち合わせにおいては、騒音、振動、受動喫煙対策等に関する事項を確認し、対策の徹底をすること。

4 資材は関係機関の手引きや製品の説明書・仕様書等に従い適切に保管すること。特に高密度ポリエチレン管は紫外線により劣化することから留意すること。

の管理者等（以下「関係機関」という。）の緊急連絡先を確認しておき、不測の事故等へ迅速に対応できるようにしておくこと。

(2) 工事中、不測の事故等が発生した場合は、管理者及び関係機関に連絡し、その指示に従うこと。

(3) 工事中、不測の事故等が発生した場合は、第三者及び作業員等の人命の安全確保を最優先すること。

4 資材は関係機関の手引きや製品の説明書・仕様書等に従い適切に保管すること。特に高密度ポリエチレン管は紫外線により劣化することから留意すること。

令和8年度 給水装置工事施行要領 改正対照表（主な内容）

改正章	4 申込み等の手続と設計審査	改正部分	4・1・3 給水装置工事設計審査の申込み
改正内容	電子申請について追加		
改正後		改正前	
<p>1 工事事業者が、給水装置工事の設計審査を受けようとする場合は、<b>窓口での申込みまたは電子申請での申込みとする。窓口で申込みを行う場合は給水装置工事の申込みと同時に、給水装置工事設計審査申込書のほか必要な書類に設計審査手数料を添えて申し込むこと。電子申請で行う場合の設計審査手数料の納付は、申請後14日以内に行うこと。</b></p> <p>2 申込みに必要な書類は、次のとおりである。</p> <p>(1) 給水装置工事設計審査申込書（施行規程様式第5号）</p> <p>(2) 給水装置工事設計審査手数料内訳書（要領様式第3号）</p> <p>(3) 給水装置工事設計図（要領様式第25号）</p> <p>(4) 給水装置工事使用材料一覧表（要領様式第4号（その1））</p> <p>(5) 加入金納付書送付先届（要領様式第5号）</p> <p>(6) 占用許可申請用図書（要領様式第27号等）</p> <p>(7) 給水装置の水理計算書及び計画一日使用水量算定資料</p> <p>(8) 給水装置の分岐同意書の写し</p> <p>(9) 給水装置の土地使用同意書の写し</p> <p>(10) 中高層建物直結給水事前協議回答書の写し</p> <p>(11) その他管理者が必要と認めた書類</p>		<p>1 工事事業者が、給水装置工事の設計審査を受けようとする場合は、給水装置工事の申込みと同時に、給水装置工事設計審査申込書のほか必要な書類に設計審査手数料を添えて申し込むこと。</p> <p>2 申込みに必要な書類は、次のとおりである。</p> <p>(1) 給水装置工事設計審査申込書（施行規程様式第5号）</p> <p>(2) 給水装置工事設計審査手数料内訳書（要領様式第3号）</p> <p>(3) 給水装置工事設計図（要領様式第25号）</p> <p>(4) 給水装置工事使用材料一覧表（要領様式第4号（その1））</p> <p>(5) 加入金納付書送付先届（要領様式第5号）</p> <p>(6) 占用許可申請用図書（要領様式第27号等）</p> <p>(7) 給水装置の水理計算書及び計画一日使用水量算定資料</p> <p>(8) 給水装置の分岐同意書の写し</p> <p>(9) 給水装置の土地使用同意書の写し</p> <p>(10) 中高層建物直結給水事前協議回答書の写し</p> <p>(11) その他管理者が必要と認めた書類</p>	

〈解説〉

- 1 **ア** 申請にあたっては最新の様式を使用すること。  
**イ** 窓口で申し込みを行う場合は、午前9時から12時および午後1時から3時までに給排水課審査係に申し込むこと。  
**ウ** 電子申請で申し込みを行う場合は下記のURLより行うこと。  
[https://apply.e-tumo.jp/city-morioka-iwate-u/offer/offerList\\_initDisplay](https://apply.e-tumo.jp/city-morioka-iwate-u/offer/offerList_initDisplay)  
(岩手県盛岡市 電子申請・届出サービスのトップページ)  
※「K01盛岡市給水装置工事の申込みに係る申請書類」から申し込むこと  
**エ** 当面の間、次の場合は除く。  
ア) 図面の大きさがA3判より大きいもの  
イ) 図面の枚数が4枚以上のもの  
ウ) 複数の工事を同時に申し込むもの  
**オ** 電子申請の場合の設計審査手数料については、給排水課審査係が事前審査を行った後に指示を受けてから支払いを行うこと。
- 2 (1) 業態については、盛岡市水道給水装置の用途の認定基準を参考に記入すること。(「10 参考資料」を参照のこと。)  
(2) **ア** 給水装置工事設計審査手数料内訳書(要領様式第3号)は、管理者が印刷作製したものを使用すること。  
**イ** 設計審査手数料は、「1・6 加入金・手数料」を参照のこと。  
**ウ** 電子申請の場合は、電子申請を行った後に給排水課審査係の確認を受けてから設計審査手数料を支払うこと。

〈解説〉

- 1 **ア** 午前9時から12時および午後1時から3時までに給排水課審査係に申し込むこと。  
**イ** 申請にあたっては最新の様式を使用すること。
- 2 (1) 業態については、盛岡市水道給水装置の用途の認定基準を参考に記入すること。(「10 参考資料」を参照のこと。)  
(2) **ア** 給水装置工事設計審査手数料内訳書(要領様式第3号)は、管理者が印刷作製したものを使用すること。  
**イ** 設計審査手数料は、「1・6 加入金・手数料」を参照のこと。  
**ウ** 電子申請の場合は、電子申請を行った後に給排水課審査係の確認を受けてから設計審査手数料を支払うこと。

令和8年度 給水装置工事施行要領 改正対照表（主な内容）

改正章	5 検査	改正部分	5・6 給水装置所有者への引き渡し									
改正内容	貯水槽水道の管理について、所有者へ説明することを追加											
改正後		改正前										
<p>1 工事事業者は、工事検査完了後、所有者へ給水装置の引き渡しを行うこと。</p> <p>2 貯水槽水道の設置を行った工事事業者が、設置者に対して利用者の安全を確保するために次に掲げる管理基準を守る責務があることを説明すること。</p> <p>(1)貯水槽水道の区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>受水槽の有効容量</th> <th>適用法令等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>簡易専用水道</td> <td>10m<sup>3</sup>を超えるもの</td> <td>水道法 盛岡市給水条例</td> </tr> <tr> <td>簡易専用水道以外の貯水槽水道</td> <td>10m<sup>3</sup>以下</td> <td>盛岡市給水条例</td> </tr> </tbody> </table>		分類	受水槽の有効容量	適用法令等	簡易専用水道	10m <sup>3</sup> を超えるもの	水道法 盛岡市給水条例	簡易専用水道以外の貯水槽水道	10m <sup>3</sup> 以下	盛岡市給水条例	<p>工事事業者は、工事検査完了後、所有者へ給水装置の引き渡しを行うこと。</p>	
分類	受水槽の有効容量	適用法令等										
簡易専用水道	10m <sup>3</sup> を超えるもの	水道法 盛岡市給水条例										
簡易専用水道以外の貯水槽水道	10m <sup>3</sup> 以下	盛岡市給水条例										

## (2)貯水槽水道設置者の責任

### ア 管理の基準

簡易専用水道の設置者は、利用者の安全を確保するため、次に掲げる管理基準を守らなければならない。

項目	内容
水槽の清掃	水槽（受水槽や高置水槽）の清掃を毎年1回以上、定期的に行うこと。
水槽の点検	水槽の点検等有害物質、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
水質検査	給水栓における水の色、濁り、臭い味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準の項目のうち必要なものについて検査を行うこと。
給水停止及び関係者への通知	給水する水が人の健康を害するおそれのあることを知ったときには、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に知らせること。

簡易専用水道以外の貯水槽水道（10m<sup>3</sup>以下の受水槽）の設置者については、簡易専用水道に準じた清掃や点検等を行うように努めなければならない。

イ 管理に関する検査の受検について

簡易専用水道の設置者は、毎年1回以上、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関または岩手県知事の指定した検査機関による管理に関する検査を定期的に受検しなければならない。

簡易専用水道以外の貯水槽水道（10m<sup>3</sup>以下の受水槽）については、簡易専用水道に準じた検査を受けるように努めなければならない。

〈解説〉

- 1 (1) 給水装置工事しゅん工図（写し）等の関係書類を引き渡すこと。  
(2) 工事内容等について説明すること。特に器具の使用法や冬期間における水抜きの方法については詳しく説明を行うこと。
- 2 (1) 貯水槽水道の管理についての問い合わせは、給排水課サービス係に行うこと。

〈解説〉

- 1 給水装置工事しゅん工図（写し）等の関係書類を引き渡すこと。
- 2 工事内容等について説明すること。特に器具の使用法や冬期間における水抜きの方法については詳しく説明を行うこと。